

日本脳炎ワクチン接種についての説明書

日本脳炎ワクチンの予防接種は、法律に基づいて受ける定期接種です。この説明書をよく読んで理解し、十分に医師から説明を受けたうえで予防接種を受けてください。

〔接種対象年齢〕

- 1期：接種時点で大牟田市の住民である生後6か月以上7歳6か月未満の者
 - 2期：接種時点で大牟田市の住民である9歳以上13歳未満の者
- <標準的な接種年齢>
- 1期初回：3歳以上4歳未満
 - 1期追加：4歳以上5歳未満
 - 2期：9歳

〔接種スケジュール〕

- 1期初回：6日以上（標準的には6日～28日）あけて2回接種
- 1期追加：1期初回接種終了後6か月以上（標準的にはおおむね1年）あけて1回接種
- 2期：1回

〔3歳未満は1回あたり0.25m lを皮下に注射します。〕
〔3歳以上は1回あたり0.5m lを皮下に注射します。〕

《特例対象者》

平成17年5月30日～平成21年度にかけて実施された日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた者）で20歳未満の者は接種の機会が確保されています。

注）接種スケジュールは通常スケジュールと異なります。

1 予防する病気

◆日本脳炎

ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され感染する病気です。急な発熱、頭痛、吐き気などで発症しますが、急激に意識が低下して、けいれんや昏睡状態になります。日本脳炎ウイルスに感染した人のうち100～1000人に1人が脳炎になると言われております。脳炎にかかった時の致死率は20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

2 ワクチンの有効性

第1期初回の2回を接種するとウイルスを中和できる免疫（抗体）ができます。追加接種をすると免疫がさらに高くあがります。その後、徐々に下がっていきませんが、第2期接種でまた免疫があがり、長く免疫が続くと考えられています。日本脳炎にかかるリスクを75～90%減らすことができます。

3 ワクチンの副反応

主な副反応としては発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑やはれ、発疹などでこれらの副反応のほとんどは接種後3日後までにみられています。なお、極めてまれにショック、アナフィラキシー（接種後30分以内に出現する呼吸困難や重いアレルギー反応のこと）、急性散在性脳脊髄炎、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

4 予防接種を受ける前に

（1）一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

（2）予防接種を受けることができない方

ア. 明らかに発熱している方（通常は37.5℃以上の場合）

- イ. 重い急性疾患にかかっている方
- ウ. このワクチンの成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある方
- エ. その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ア. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- イ. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ウ. 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- エ. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- オ. このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれのある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ア. 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- イ. 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ウ. 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は速やかに医師にご相談ください。
- エ. このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6日間以上の間隔をあける必要があります。
- オ. 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- カ. 接種当日は激しい運動は避けてください。

5 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき、国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

<問合せ>

大牟田市保健福祉部保健衛生課 電話:0944-41-2669